

川西町広報紙広告掲載取扱要綱

平成22年9月1日

告示第33号

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、自主財源の確保及び地元事業者等の育成・振興を図るとともに、有益な生活情報の提供に努めることを目的に川西町(以下「町」という。)が発行する広報紙「広報川西」(以下「広報紙」という。)に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 掲載する広告は、町の広報紙として品位、イメージを損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に類するもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) 町が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認めるもの

(広告の規格及び掲載料)

第3条 広告の規格は、1件当たり縦59ミリメートル横87ミリメートル(以下「1号広告」という。)とする。ただし、掲載枠に空きがあるときは縦59ミリメートル横179ミリメートル(以下「2号広告」という。)とすることができる。

2 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、1ヶ月につき1号広告1件当たり5,000円、2号広告1件当たり7,500円とする。ただし、町内に事業所等を有していない企業等については、1号広告1件当たり10,000円、2号広告1件当たり15,000円とする。

(広告掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、「情報ひろば」のページ最下部とし、1号広告で4枠以内とする。ただし、広報紙の編集発行上、やむを得ない場合は、この限りでない。

(広告の掲載申込)

第5条 広告掲載希望者(以下「申込者」という。)は、「広報川西」広告掲

載申込書(第1号様式)を町長に提出するものとする。この場合において、町長は必要と認める書類を添付させることができる。

2 前項の申込は、当該広告の掲載希望月の広報紙発行日(毎月1日)の2ヶ月前の1日(その日が閉庁の場合はその日以降の最初の開庁日)から20日(その日が閉庁日の場合はその日前の開庁日)の期間とし、町役場総務課で申込者が直接行うものとする。なお、郵送による申込の受付は行わないものとする。

3 連続する広告掲載の申込み期間は最大3ヵ月とし、同一の広報紙に重複した申込はできないものとする。

(広告掲載の決定等)

第6条 町長は前条の申込書を受理したときは、広告案等の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項により掲載の可否を決定したときは、「広報川西」広告掲載決定通知書(第2号様式)又は「広報川西」広告非掲載決定通知書(第3号様式)により、その結果を申込者に通知するものとする。

3 掲載を可とする広告が複数あったときは、抽選により決定するものとする。ただし、抽選に漏れた場合は、翌月号に優先して掲載することができるものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告掲載決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、町長が指定した期日までに掲載広告の版下原稿を提出するものとする。なお、版下原稿の作成に要する経費は、広告主の負担とする。

2 広告主が提出する版下原稿は、下表のとおりとする。

配色	ブラック1色刷り
データの作成	(1)Adobe 社製「InDesign」を使用する場合 1.In DesignCS2 以降のものに限る。 2.フォントはすべてアウトラインをかけて保存すること。 (2) Adobe 社製「Illustrator」を使用する場合 広告原稿データには、アウトラインをかけてEPS形式で保存すること。トンボや欄外等の広告データ以外の不要なオブジェクトは、はずしておくこと。 (3)Adobe 社製「Photoshop」を使用する場合 広告原稿データは、使用サイズの100%で解像度350dpiにすること。レイヤーがある場合は統合して、EPS形式で保存すること。 (4) Microsoft 社製「Word」を使用する場合 町ウェブサイトからテンプレートをダウンロードして、作成すること。使用フォントは町が指定するもののみ使用できる。画像色は白黒に変換する。 ※広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払をすること。
データの提出	出力原稿と広告原稿データを保存したCDなどをあわせて提出すること。

(広告のデザイン等)

第8条 広告のデザイン及び内容等は、広報紙のイメージを損なわないものとする。なお、掲載する広告の割付等は町が行うものとする。

2 町長は、広告案について必要があると認めるときは広告主に修正を求めることができる。

(掲載料の納付)

第9条 広告主は、町長が指定する期日までに当該広告掲載料金を一括納入するものとする。

(掲載料の還付)

第10条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責によらない理由で広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、第7条の規定により提出した版下原稿に変更が生じた場合は、速やかに届けなければならない。

(広告掲載の取消)

第12条 町長は、第6条の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 広報紙の編集発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき若しくは掲載料を納入しなかったとき。

(2) その他町長が特に必要があると認めるとき。

2 町長は前項の取り消しにより、広告主に損害が生じても一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月1日から施行する。ただし、この事業の実施について必要な手続きは、この要綱の施行の前日にこれを行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

「広報川西」広告掲載申込書

年 月 日

川西町長 殿

申込者 住所(所在地)

氏名(名称)

代表者名

印

電話番号

FAX 番号

担当者職・氏名

川西町広報紙広告掲載取扱要綱第5条の規定により、広告の原稿案等を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1. 広告の規格(番号に○をつけてください)

(1) 1号広告(縦59ミリメートル 横87ミリメートル)を希望

(2) 掲載枠に空きがあるときは2号広告(縦59ミリメートル 横179ミリメートル)を希望

2. 広告掲載希望号

年 月号から 年 月号まで(ヶ月)

※ 川西町広報紙広告掲載取扱要綱第6条第3項による抽選に漏れた場合、翌月号に広告掲載を希望(する・しない)

3. 添付書類

- ・ 広告の原稿案
- ・ 資格免許証等の写し

【注意事項】

・ 掲載決定後の版下原稿の提出は、決定通知書の指定日までにAdobe InDesign (CS2以降のものに限る)、Adobe Illustrator、Adobe Photoshop、Microsoft Wordで作成したものをCD等の磁気データにより提出してください。

・ 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払をすること。町では一切の責任を負わないことをご了承ください。

第2号様式(第6条関係)

年 月 日

様

川西町長

「広報川西」広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込のあった広告掲載については、次のとおり掲載することに決定したので、川西町広報紙広告掲載取扱要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1. 広告掲載号 年 月号

2. 広告の規格 第1号広告・第2号広告

3. 掲載料金 円

4. その他

(1) 掲載料納入方法

掲載料は、次のいずれかの方法で 年 月 日までに納入してください。

① 納入通知書にて納入

② 下記金融機関の口座に振込み(振込手数料が必要です)

金融機関 南都銀行 川西支店

口座番号 普通 030311

口座名義 川西町会計管理者

・版下原稿については、Adobe InDesign (CS2以降のものに限る)、Adobe Illustrator、Adobe Photoshop、Microsoft Wordで作成したものをCD等の磁気データにより提出してください。

・広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払をすること。町では一切の責任を負わないことをご了承ください。

第3号様式(第6条関係)

年 月 日

様

川西町長

「広報川西」広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、次の理由により掲載できないことに決定しましたので、川西町広報紙広告掲載取扱要綱第6条第2項の規定により通知します。

非掲載の理由